

令和6年度伊賀市災害対策本部について（防災危機対策局）

1. 令和6年度の災害対策本部員等について
 - ・本部員名簿（資料1「令和6年度伊賀市災害対策本部員名簿」）
 - ・本部の設置基準（資料2「伊賀市災害対策本部設置運営要綱」）
 - ・防災服等の配布について

2. 各部の配備体制の報告等について
 - ①各部の配備体制について（R6.3.27付 伊防第790号）
 - ・部長・次長・連絡員・班長・副班長等の報告
 - *人権生活環境部に外国人支援班を新たに設けるなど、班体制を一部変更しています。
 - *各部の連絡員については、災害対策本部が設置され配備体制が2-1になった場合は災害対策本部（食堂）へ集合されたい。
 - ②地区市民センター配備職員について（R6.3.27付 伊防第789号）
 - ⇒4月25日に辞令交付と説明会の開催を予定しています。

3. 令和6年度伊賀市総合防災訓練（予定）について
 - 実施日：10月27日（日）
 - 実施方法：新居地区住民自治協議会と合同
 - 会場：上野北小学校

4. 伊賀市防災・情報アプリ「ハザードン」の登録について
(資料3「伊賀市防災・情報アプリ HAZARDON 登録チラシ」)
 - 公開更新キャビネットの防災危機対策局フォルダ及び防災危機対策局前のパンフレットラックに登録方法チラシがありますので、各所属において周知をお願いします。
 - 【公開更新キャビネット】
 - 「100205000 防災危機対策局」－「00_伊賀市防災・情報アプリ HAZARDON」－「HAZARDON 登録方法チラシ」

5. 伊賀市職員参集メールについて
 - 今年度から毎月1日を目途に登録状況を確認するためメール配信を行います。
 - 配信時に「伊賀市職員災害時登庁基準」等を送付させていただきます。

資料 1

令和6年度 伊賀市災害対策本部員名簿

令和6年4月1日

防災危機対策局

	役職名	氏名
1	本部長	岡 本 栄
2	副本部長	宮 崎 寿
3	本部長付	谷 口 修 一
4	本部長付	高 木 忠 幸
5	防災総括部 (防災危機対策局) (デジタル自治推進局)	参与兼防災危機対策局長 山 本 幸 一 郎
6	総務部	総務部長 月 井 敦 子
7	企画振興部	企画振興部長 風 隼 徳 彰
8	財務部	財務部長 福 岡 秀 明
9	地域連携部	地域連携部長 藪 中 英 行
10	人権生活環境部	人権生活環境部長 瀧 口 嘉 之
11	健康福祉部	健康福祉部長 濱 村 昭
12	産業振興部	産業振興部長 堀 川 敬 二
13	建設部	建設部長 岩 野 庄 司
14	消防本部	消防長 林 浩 己
15	市民病院部 (上野総合市民病院)	上野総合市民病院副院長 松 田 克 彦
16	議会事務局	議会事務局長 松 山 英 稔

* 緊急連絡先: 参与兼防災危機対策局長(公用携帯) 090-9286-1454

改正

平成19年12月28日訓令第51号
平成20年8月1日訓令第54号
平成22年3月31日訓令第14号
平成23年4月1日訓令第18号
平成24年3月30日訓令第11号
平成25年3月29日訓令第17号
平成25年10月11日訓令第41号
平成26年3月31日訓令第15号
平成27年3月31日訓令第12号
平成28年3月31日訓令第13号
平成28年10月17日訓令第55号
平成29年4月1日訓令第27号
平成30年3月30日訓令第14号
平成31年3月29日訓令第12号
令和3年5月10日訓令第44号
令和3年6月24日訓令第48号
令和4年4月1日訓令第60号
令和5年2月16日訓令第3号
令和5年3月31日訓令第24号
令和6年4月1日訓令第 号

伊賀市災害対策本部設置運営要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、伊賀市災害対策本部条例（平成16年伊賀市条例第225号。以下「条例」という。）

第4条の規定に基づき、伊賀市災害対策本部（以下「本部」という。）の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（副本部長）

第2条 条例第2条第2項に規定する災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、副市長

をもって充てる。

(本部長付)

第3条 本部に災害対策本部長付（以下「本部長付」という。）を置き、教育長及び上下水道事業管理者をもって充てる。

2 本部長付は、災害対策本部長（以下「本部長」という。）を補佐する。

(本部員)

第4条 災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、次に掲げる者のうち本部長が指名する者とする。

- (1) 伊賀市行政組織規則（平成16年伊賀市規則第3号）第5条第8項に定める参与、同条第1項に定める部長及び危機管理監
- (2) 伊賀市消防本部の組織等に関する規則（平成16年伊賀市規則第205号）第3条第1項に定める消防長
- (3) 伊賀市立上野総合市民病院事業の設置等に関する条例（平成16年伊賀市条例第279号）第5条に定める副院長（事務部門）
- (4) 伊賀市教育委員会事務局等組織規則（平成16年伊賀市教育委員会規則第5号）第5条第1項に定める事務局長
- (5) 伊賀市議会事務局設置条例（平成16年伊賀市条例第292号）第2条第1項に定める事務局長

2 本部長及び副本部長のいずれにも事故があるときの職務を代理する順序は、次のとおりとする。

第1順位 危機管理監

第2順位 参与

第3順位 総務部長

(本部の設置基準)

第5条 本部は、次の各号のいずれかに該当するときに設置する。

- (1) 市内に震度5弱以上の地震が発生したとき。
- (2) 震度4の地震が発生したときで、市長が特に必要と認めるとき。
- (3) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき。
- (4) 市内に気象業務法に基づく暴風、暴風雪、大雨（雪）又は洪水警報が発表されたとき。
- (5) 市内に気象業務法に基づく大雨、洪水、強風注意報の発表又は警報が発令されていないが、市内が台風の進路にあたる場合において、市長が必要と認めるとき。

- (6) 災害救助法の適用を必要とする災害が発生したとき。
- (7) その他異常な自然現象又は人為的原因による災害で市長が必要と認めるとき。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が本部を設置して災害応急対策を行う必要があると認めたとき。

(本部の設置の通知等)

第6条 本部長は、本部を設置したときは、直ちに次に掲げる者のうち必要と認めたものに、本部の設置を通知しなければならない。

- (1) 副本部長、本部長付、本部員及び本部連絡員
- (2) 三重県知事
- (3) 三重県伊賀警察署長
- (4) 三重県名張警察署長
- (5) 伊賀市消防団長
- (6) 関係防災機関の長
- (7) 隣接市町村の長
- (8) 前各号に掲げるもののほか、本部長が必要と認めた者

2 本部員は、前項の規定による通知を受けたときは、所属職員に対し本部が設置された旨を周知しなければならない。

3 本部が設置された場合は、直ちに報道機関に本部の設置について発表しなければならない。

(本部の標示の掲出)

第7条 本部が設置された場合は、市役所正面玄関に「伊賀市災害対策本部」の標示を掲出しなければならない。

(本部の廃止基準)

第8条 本部を廃止する場合は、次の各号のいずれにも該当するとき、又は本部長が適当と認めたときとする。

- (1) 気象業務法等に基づく注意報、警報等が解除され、災害の応急対策が概ね完了したとき。
- (2) 市内において予想された災害の危険が解消したとき。
- (3) 本部の業務が概ね完了し、又は不要と判断されたとき。

2 本部の廃止の通知等は、第6条の規定に準じて処理するものとする。

(部及び班の設置)

第9条 本部の組織は、別表第1のとおりとする。

2 各部及び各班の編成及び業務分掌は、別表第2のとおりとする。

(部長の職務)

第10条 部に部長を置き、関係部の長をもって充てる。

2 部長は、本部長及び副本部長を補佐し、上司の命を受け、所属職員を指揮監督する。

3 部長に事故があるときは、次条第1項に規定する部に置く次長がその職務を代理する。

(次長の職務)

第11条 部に次長を置き、関係部の次長等をもって充てる。

2 次長は、部長を補佐し、上司の命を受け、所属職員を指揮監督する。

3 次長に事故があるときは、あらかじめ部内において次長が指名する職員がその職務を代理する。

(班長の職務)

第12条 班に班長を置き、関係課の長等をもって充てる。

2 班長は、上司の命を受け、その事務を処理し、所属職員を指揮監督する。

3 班長に事故があるときは、次条第1項に規定する副班長のうちあらかじめ班内において班長が指名するものがその職務を代理する。

(副班長の職務)

第13条 班に副班長を置き、関係課の長又はあらかじめ班内において班長が指名する職員をもって充てる。

2 副班長は、上司の命を受け、その事務を処理し、所属職員を指揮監督する。

3 副班長に事故があるときは、あらかじめ班内において副班長が指名する職員がその職務を代理する。

(本部連絡員)

第14条 各部に本部連絡員を置く。

2 本部連絡員は、本部と所属部との連絡及び所属部において収集した被害情報の整理等を行う。

3 本部連絡員は、あらかじめ各部長が指名するものをもって充てる。

(本部員会議)

第15条 本部に本部員会議を置き、本部長、副本部長及び本部員をもって組織し、本部長がこれを招集し、及び主宰する。

2 本部員会議は、災害予防及び災害応急対策（以下「災害応急対策等」という。）に関する次に掲げる事項について審議決定する。

(1) 重要な災害情報に関すること。

- (2) 各部の措置事項に関すること。
- (3) 災害応急対策の基本方針に関すること。
- (4) 動員出動体制に関すること。
- (5) 各部間の調整事項の指示に関すること。
- (6) 自衛隊災害派遣要請に関すること。
- (7) 現地対策本部に関すること。
- (8) 国、県及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (9) 災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用要請に関すること。
- (10) 他市町村への応援要請に関すること。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、重要な災害対策に関すること。

3 本部長が必要と認めたときは、本部連絡員及び防災関係機関等の職員を本部会議に出席させることができる。

（現地対策本部）

第16条 本部長は、局地的に相当規模の被害が生じた場合又は被害発生のおそれがあると予想される場合で、緊急かつ適確な災害応急対策の実施を図る必要があると認めるときは、災害地域に現地対策本部を設置することができる。

2 現地対策本部に、本部員のうちから本部長が指名する現地対策本部長を置く。

3 現地対策本部長は、本部長の命を受け、現地対策本部を統括し、所属部員を指揮監督する。

（配備基準及び配備体制）

第17条 本部長は、災害応急対策の迅速かつ的確な活動を期するため、別表第3に定める配備基準及び別表第4に定める配備体制により活動要員を配置する。

2 本部長は、災害時地区市民センター指定職員及び各部に属さない避難所派遣職員を指定し、別表第4に定める配備体制により配置する。

3 各部長は、第1項の活動要員として、所属職員を配備基準及び配備体制の区分に応じた人員配置の計画を防災危機対策局と協議の上定め、班長及び所属職員に周知徹底するとともに、本部長に計画書を提出するものとする。

4 前3項の規定にかかわらず、本部長は、必要に応じて活動要員の配置を変更することができるものとする。

（その他）

第18条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営その他に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この訓令は、平成19年9月1日から施行する。

附 則（平成19年12月28日訓令第51号）

この訓令は、平成20年1月1日から施行する。

附 則（平成20年8月1日訓令第54号）

この訓令は、平成20年8月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日訓令第14号）

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年4月1日訓令第18号）

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日訓令第11号）

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日訓令第17号）

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年10月11日訓令第41号）

この訓令は、平成25年10月11日から施行し、改正後の伊賀市入札参加資格審査会規程、伊賀市不当要求行為等防止対策要綱、伊賀市人権侵害対策本部設置要綱、伊賀市組織改善委員会設置要綱、伊賀市災害対策本部設置運営要綱、伊賀市危機管理推進会議設置要綱、伊賀市環境マネジメントシステム運用規程、伊賀市庁議設置及び運営規程、伊賀市人事制度検討委員会設置要綱、伊賀市総合計画等策定本部設置要綱の規定は、平成25年7月1日から適用する。

附 則（平成26年3月31日訓令第15号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日訓令第12号）

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日訓令第13号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年10月17日訓令第55号）

この訓令は、平成28年10月17日から施行する。

附 則（平成29年4月1日訓令第27号）

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日訓令第14号）

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日訓令第12号）

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年5月10日訓令第44号）

この訓令は、令和3年5月10日から施行する。

附 則（令和3年6月24日訓令第48号）

この訓令は、令和3年6月24日から施行する。

附 則（令和4年4月1日訓令第60号）

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年2月16日訓令第3号）

この訓令は、令和5年2月16日から施行する。

附 則（令和5年3月31日訓令第24号）

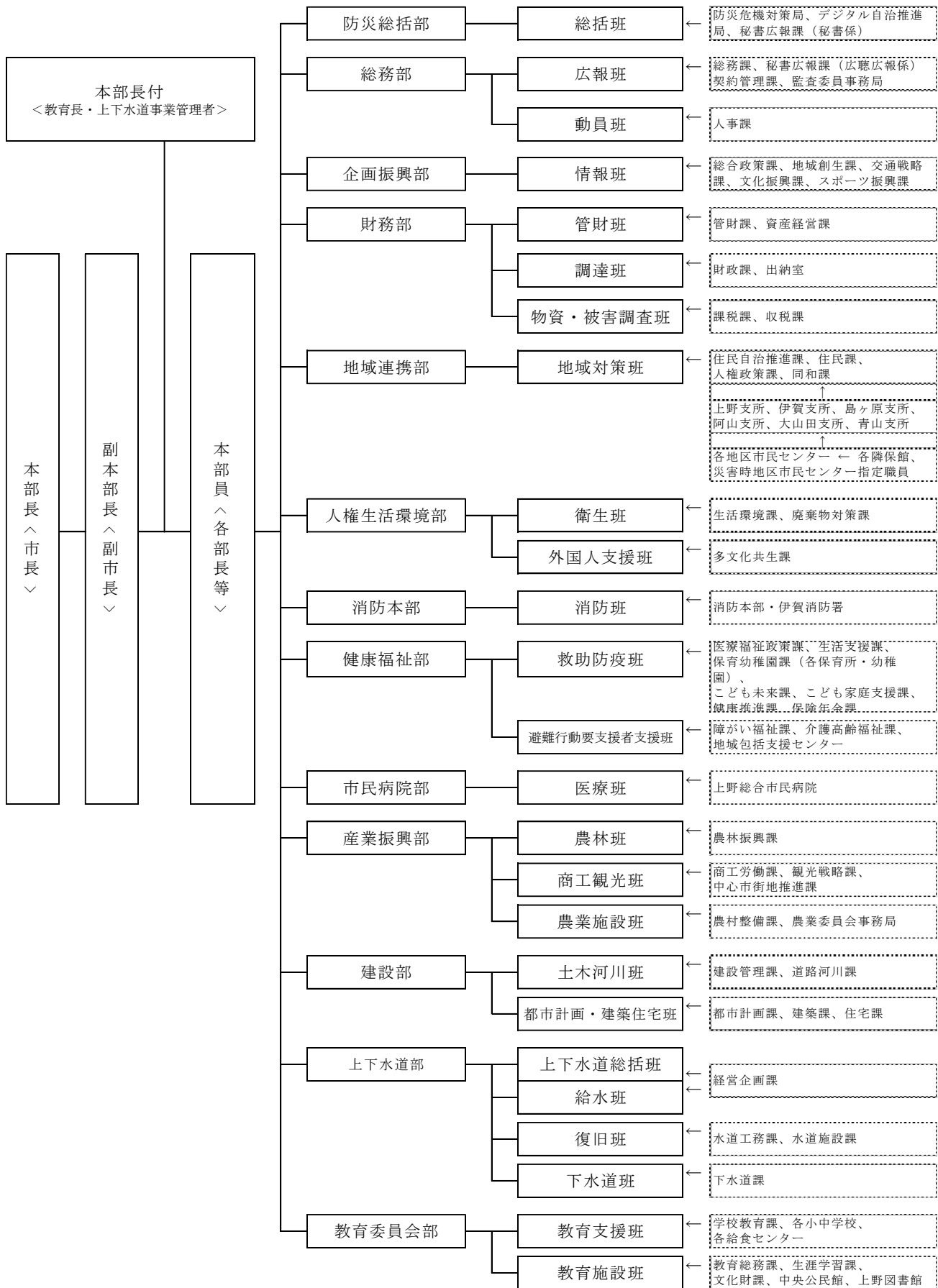
この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年4月1日訓令第 号）

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1 (第9条関係)

伊賀市災害対策本部組織図 (R6.4.1)



* 課内室等の所属については、各所属課とする。

別表第2（第9条関係）

災害対策本部業務分掌表

部名	班名	所属課等	所掌事務
各部共通	各班共通	全所属課共通	<ol style="list-style-type: none"> 1 所属職員等の安否確認及び被災状況に関すること。 2 所管に関する被害状況の確認及び災害対策実施状況の取りまとめ並びに報告及び連絡に関すること。 3 各部所管施設の指定避難所等の開設及び運営に関すること。 4 各班の所掌事務に関する防災情報システム等への情報入力に関すること。 5 関係機関、関係団体との連絡調整並びに連携及び応援に関すること。 6 各所掌事務に係る災害時応援協定等の締結先との連絡調整に関すること。 7 各部、各班の職員等の動員、配置及び動員班への報告に関すること。 8 各部、各班それぞれの所掌事務計画の策定に関すること。 9 部内又は他の部、班との連絡調整及び連携及び応援に関すること。 10 その他本部長から命じられた事項に関すること。
防災総括部	総括班	防災危機対策局 デジタル自治推進局 秘書広報課（秘書係）	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部の設置及び廃止に関すること。 2 本部長の補佐に関すること。 3 本部長指示の伝達に関すること。 4 本部員会議に関すること。 5 災害対策の総括に関すること。 6 情報の分析に関すること。 7 国県等防災関係機関との連絡調整に関すること。 8 防災情報システム等による通信に関すること。 9 各種情報システムの管理に関すること。 10 避難情報の発令に関すること。 11 災害派遣要請・受入体制・撤収要請に関すること。 12 協定等に基づく応援要請に関すること。 13 国県等への職員の派遣要請に関すること。 14 その他本部秘書に関すること。 15 その他他の部に属さない事務の調整に関すること。
総務部	広報班	総務課	<ol style="list-style-type: none"> 1 渉外に関すること。

		秘書広報課（広聴広報係） 契約監理課 監査委員事務局	<ul style="list-style-type: none"> 2 災害関係の広報に関すること。 3 報道機関に対する情報提供、連絡調整に関すること。 4 市民からの意見、要望、問い合わせに関すること。
	動員班	人事課	<ul style="list-style-type: none"> 1 職員の安否（安否情報のとりまとめ等）及び被災に関すること。 2 動員計画（配備計画）による動員及び配置に関すること。 3 配置に関する各部、各班との連絡調整に関すること。 4 職員に対する防災教育に関すること。 5 職員の健康管理に関すること。 6 要員の雇用及び配置に関すること。 7 県等への応援要請に関すること。 8 他の行政機関等からの応援者の受入れに関すること。 9 自治体応援職員への情報提供、活動支援等に関すること。 10 災害時地区市民センター指定職員の指定及び派遣に関すること。 11 各部に属さない避難所派遣職員の指定及び派遣に関すること。
企画振興部	情報班	総合政策課 地域創生課 文化振興課 スポーツ振興課 交通戦略課	<ul style="list-style-type: none"> 1 災害関連情報の収集、集約整理に関すること。 2 災害関連情報の記録及び報告に関すること。 3 各部、各班への情報周知に関すること。 4 災害関連情報の問い合わせに関すること。
地域連携部	地域対策班	住民自治推進課 人権政策課 同和課 住民課	<ul style="list-style-type: none"> 1 安否確認状況及び被害状況の調査、取りまとめ及び報告に関すること。 2 住民の避難状況及び避難所の把握の取りまとめ及び報告に関すること。 3 避難行動要支援者支援活動その他自治会、住民自治協議会又は自主防災組織等が行う災害対策への支援の統括に関すること。 4 避難所の総括に関すること。 5 各支所の統括及び災害対応職員の派遣に関すること。 6 地区市民センターへの職員派遣の統括に関すること。 7 地区市民センター防災配備体制マニュアル

			<p>ル等の管理に関すること。</p> <p>8 各部に属さない避難所への派遣職員の統括に関すること。</p> <p>9 ボランティアの受入れ、総合調整及び統括に関すること。</p> <p>10 その他公共の秩序の維持、安定に関すること。</p>
		<p>上野支所 伊賀支所 島ヶ原支所 阿山支所 大山田支所 青山支所</p>	<p>1 支所管内の安否確認状況及び被害状況の調査、取りまとめ、地域対策班への報告に関すること。</p> <p>2 支所管内の住民の避難状況並びに避難所の取りまとめ及び報告に関すること。</p> <p>3 避難行動要支援者支援活動その他支所管内における自治会、住民自治協議会又は自主防災組織等が行う災害対策への支援に関すること。</p> <p>2 支所管内の地区市民センターの統括に関すること。</p> <p>3 地区市民センターへの職員派遣の管理に関すること。</p> <p>4 地区市民センター防災配備体制マニュアル管理に関する周知こと。</p> <p>5 各部に属さない避難所への派遣職員の管理に関すること。</p> <p>6 支所管内のボランティアの受入れ及び調整に関すること。</p>
		<p>各地区市民センター及び各隣保館 ※災害時地区市民センター指定職員を含む。</p>	<p>1 当該地域における被災状況に関すること。</p> <p>2 当該地域における住民の安否確認情報、避難情報及び避難場所の把握及び報告に関すること。</p> <p>3 地区市民センターと隣保館の情報共有に関すること。</p> <p>4 その他当該地域における住民自治協議会及び自主防災組織、自治会等との情報共有に関すること。</p>
財務部	管財班	管財課 資産経営課	<p>1 市役所本庁舎の安全確保に関すること。</p> <p>2 災害対応車輛の借上げ及び車輛の確保に関すること。</p> <p>3 公用自動車の管理、配車及び運転手に関すること。</p> <p>4 市有財産の被害調査及び災害対策に関すること。</p>

	調達班	財政課 出納室	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害関係の予算措置に関する事。 2 応急・救援用資材、物資等の購入及び借受けに関する事。 3 食料品、生活必需物資その他災害関係物品の調達及び配分に関する事。 4 見舞金、義援金の受領保管及び管理に関する事。 5 災害支援金に関する事。 6 災害経理に関する事。
	物資輸送・被害調査班	課税課 収税課	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域内輸送拠点（伊賀市物資拠点）に関する事。 2 災害応急用の食料品、生活必需品及び資機材の輸送に関する事。 3 救援物資の受入れ、保管及び配給に関する事。 4 食料品、生活必需物資及び資機材の調整に関する事。 5 災害救助要員、避難者の輸送に関する事。 6 住家（非住家を含む。）及びこれらに伴う人の被害調査並びにその取りまとめと報告に関する事。 7 避難・被災情報の収集（現地確認等）に関する事。 8 被災者台帳の作成に関する事。 9 り災証明に関する事。 10 災害減免に関する事。
人権生活環境部	衛生班	生活環境課 廃棄物対策課	<ol style="list-style-type: none"> 1 埋火葬等遺体の取り扱いに関する事。 2 市営斎場施設の災害対策全般に関する事。 3 被災地のし尿及び塵芥の収集及び処理に関する事。 4 災害がれきの処理に関する事。 5 災害時における環境対策に関する事。 6 動物救護活動に関する事。
	外国人支援班	多文化共生課	<ol style="list-style-type: none"> 1 外国人への情報提供・伝達に関する事。 2 外国人への避難支援等に関する事。
消防本部	消防班	消防本部・伊賀消防署	<ol style="list-style-type: none"> 1 火災警報及び火災注意報並びに気象情報に関する事。 2 水防、消防に関する事。 3 消防団に関する事。 4 危険箇所の警戒及び避難情報による避難の誘導並びに救助救急業務に関する事。 5 火災に関するり災証明書の発行に関する事。

			<p>こと。</p> <p>6 所管に係る災害通信に関すること。</p> <p>7 緊急消防援助隊の応援要請及び受入れに関すること。</p> <p>8 防災ヘリコプターの応援要請等に関すること。</p>
健康福祉部	救助防疫班	<p>医療福祉政策課</p> <p>生活支援課</p> <p>こども未来課</p> <p>こども家庭支援課</p> <p>保育幼稚園課(各保育所・幼稚園)</p> <p>保険年金課</p> <p>健康推進課</p>	<p>1 被災地の消毒及び防疫に関すること。</p> <p>2 食品衛生対策に関すること。</p> <p>3 確認された死体の安置、納棺運搬に関すること。</p> <p>4 衛生材料その他必需品の調達、診療施設等所管施設の被害調査及び災害対策に関すること。</p> <p>5 救護所（応急治療所）及び避難所への応援に関すること。</p> <p>6 災害救助法の適用手続きに関すること。</p> <p>7 災害救助法に基づく本部事務に関すること。</p> <p>8 被災者生活再建支援法の適用等に関すること。</p> <p>9 避難者・被災者の健康管理支援に関すること。</p> <p>10 災害弔慰金等の支給及び災害救護資金の貸付に関すること。</p> <p>11 救援、義援金品の收受及び事務手続に関すること。</p> <p>12 日本赤十字社との事務調整に関すること。</p> <p>13 保育所（園）・幼稚園の開設及び運営に関すること。</p> <p>14 災害時の園児の避難及び保護者との連絡に関すること。</p> <p>15 児童福祉施設の被害調査及び被害対策に関すること。</p>
	避難行動要支援者支援班	<p>障がい福祉課</p> <p>介護高齢福祉課</p> <p>地域包括支援センター</p>	<p>1 被災者の応急救助に関すること。</p> <p>2 被災者に対する救援物資の給与に関すること。</p> <p>3 社会福祉施設の被害調査及び災害対策に関すること。</p> <p>4 避難行動要支援者の安否確認及び避難支援に関すること。</p> <p>5 避難行動要支援者名簿の作成、活用及び管理に関すること。</p> <p>6 福祉避難所の確保及び連絡調整に関する</p>

			<p>こと。</p> <p>7 協定締結法人等が所管する福祉避難所の運営に関すること。</p> <p>8 関係者への情報提供に関すること。</p> <p>9 関係者との連絡調整に関すること。</p>
市民病院部	医療班	上野総合市民病院	<p>1 災害時における医務の総合計画に関すること。</p> <p>2 患者搬送その他医事に関すること。</p> <p>3 患者治療に関すること。</p> <p>4 薬剤に関すること。</p> <p>5 放射性物質の災害応急対策（保健衛生上）に関すること。</p> <p>6 救護所（応急治療所）の設置に関すること。</p> <p>7 所管に係る関係機関、団体等との連絡調整に関すること。</p> <p>8 病院施設等の被害調査及び災害対策に関すること。</p>
産業振興部	農林班	農林振興課	<p>1 食糧の調達配給に関すること。</p> <p>2 炊き出しに関すること。</p> <p>3 主食、副食物等の確保に関すること。</p> <p>4 農林畜産の被害調査及び災害対策に関すること。</p> <p>5 農産物、家畜等の防疫に関すること。</p>
	商工観光班	商工労働課 観光戦略課 中心市街地推進課	<p>1 商工鉱業関係等の被害調査及び災害対策に関すること。</p> <p>2 観光施設等の被害調査及び災害対策に関すること。</p> <p>3 市内勤務者及び観光客等帰宅困難者の避難支援に関すること。</p>
	農業施設班	農村整備課 農業委員会事務局	<p>1 農地及び農業施設等の被害調査及び災害対策に関すること。</p> <p>2 林道、林地、林業施設及び地すべり等の被害調査並びに災害対策に関すること。</p>
建設部	土木・河川班	建設管理課 道路河川課	<p>1 道路橋りょう等公共土木施設の災害防御に関すること。</p> <p>2 道路橋りょう等公共土木施設及びがけ崩れについての被害調査並びに災害対策に関すること。</p> <p>3 災害復旧事業に関すること。</p> <p>4 公共土木施設災害復旧に関する事務の総括に関すること。</p> <p>5 河川施設等の災害防御に関すること。</p> <p>6 河川等の被害調査及び災害対策に関する</p>

			こと。 7 緊急物資等の輸送道路確保に関すること。
	都市計画・建築住宅班	都市計画課 建築課 住宅課	1 市有財産（建物）等の修理及び被害額の算定に関すること。 2 被害住宅の被害認定に関すること。 3 被災者生活再建支援法の活用に関すること。 4 被災建築物応急危険度判定士の養成及び派遣並びに判定の実施に関すること。（震災対策時） 5 被災宅地危険度判定士の養成及び派遣並びに判定の実施に関すること。 6 住宅相談の実施に関すること。 7 応急仮設住宅の建設及び入居者の決定に関すること。 8 避難所及び応急仮設住宅の応急修理に関すること。 9 公園施設、住宅施設等の災害復旧及び支援施策に関すること。 10 電気、ガス及び通信等の被害状況の把握に関すること。 11 都市施設等の被害調査及び災害対策に関すること。
上下水道部	上下水道総括班	経営企画課	1 水道災害の事務及び庶務に関すること。 2 住民等の情報、広報に関すること。 3 被害状況の取りまとめ、報告に関すること。 4 応急資機材の調査及び確保に関すること。 5 応援要請に関すること。
	給水班		1 応急給水及び被害調査に関すること。
	復旧班	水道工務課 水道施設課	1 水道施設の応急復旧及び被害状況調査に関すること。 2 取水、浄水対策に関すること。 3 取水、浄水施設の被害状況の調査に関すること。 4 原水、応急給水、復旧時の水質検査に関すること。
	下水道班	下水道課	1 下排水路施設及び公共下水道施設の被害調査、復旧及び災害対策に関すること。 2 農業集落排水施設の被害調査及び災害対策に関すること。 3 公共管理浄化槽施設の被害調査及び災害

			対策に関すること。
教育委員会部	教育支援班	学校教育課 各小中学校 各給食センター	1 災害時の児童生徒の安全確保及び避難に関すること。 2 被災児童生徒の応急教育対策に関すること。 3 災害救助用学用品等の調達と給与に関すること。 4 災害時における学校給食の対策に関すること。 5 被災児童生徒の保健衛生に関すること。 6 教職員の災害のための確保及び動員に関すること。 7 炊き出し調理人の確保及び炊き出しに関すること。
	教育施設班	教育総務課 生涯学習課 文化財課 中央公民館 上野図書館	1 教育施設等の被害調査及び災害対策に関すること。 2 文化財の被害調査及び災害対策に関すること。 3 災害時における教育施設の避難場所としての応急供用に関すること。

別表第3（第17条関係）

配備基準

1 準備体制

	風水害等対策時	震災対策時
配備基準	① 市内に次の注意報のいずれかが発表され、市長（本部長・水防管理者）が当該配備を必要と認めたとき。 ア 強風（風雪）注意報 イ 大雨注意報 ウ 大雪注意報 エ 洪水注意報 ② 警報が発令されていないが、市内が台風の進路にあたる時。 ③ その他異常な自然現象又は人為的原因による災害で、市長（本部長・水防管理者）が当該配備を必要と認めたとき。	① 市内で震度4以上の地震が発生し、市長（本部長）が必要と認めたとき。 ② 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表され、市長（本部長）が必要と認めたとき。
配備内容	○ 防災総括部総括班及び災害対策関係課の職員が災害に関する情報連絡を円滑に行える配備とし、警戒体制に入れる体制 ○ 市長（本部長・水防管理者）は、状況により配備の要否を決定するとともに、事態に即応させるため配備内容を変更することができる。 ○ 配備要員の執務待機場所は、全員各職	○ 防災総括部総括班及び災害対策関係課の職員が災害に関する情報連絡を円滑に行える配備とし、警戒体制に入れる体制 ○ 市長（本部長・水防管理者）は、状況により配備の要否を決定するとともに、事態に即応させるため配備内容を変更することができる。 ○ 配備要員の執務待機場所は、全員各職場

	場とする。	とする。
2 警戒体制（風水害等対策時（警戒体制配備1・警戒体制配備2-1、2-2））		
配備基準	<p>① 市内に次の気象警報のいずれかが発表されたとき。</p> <p>ア 暴風、暴風雪警報 イ 大雨（雪）警報 ウ 洪水警報</p> <p>② その他異常な自然現象又は人為的原因による災害が発生又は予想されるときで市長（本部長・水防管理者）が必要と認めたとき。</p>	<p>① 市内で震度5弱以上の地震が発生したとき。</p> <p>② 県内（伊賀市を除く）及び隣接市村に震度5強以上の地震があり、甚大な被害が発生又は予想されるとき。</p> <p>③ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき。</p>
配備内容	<p>○ 相当の被害が発生することが予想され、又は発生したときで応急対策を迅速かつ正確に行える配備とし、速やかに、非常体制に入れる体制</p> <p>○ 市長（本部長・水防管理者）は、事態に即応させるため配備内容を変更することができる。</p> <p>○ 配備要員の執務待機場所は、全員各職場とする。（配備要員以外については勤務時間外の場合には自宅において待機する。）</p>	<p>○ 相当の被害が発生することが予想され、又は発生したときで応急対策を迅速かつ正確に行える配備とし、速やかに、非常体制に入れる体制</p> <p>○ 市長（本部長）は、事態に即応させるため配備内容を変更することができる。</p> <p>○ 配備要員の執務待機場所は、全員各職場とする。（配備要員以外については勤務時間外の場合には自宅において待機する。）</p>
3 非常体制		
配備基準	<p>① 市内に次の特別警報のいずれかが発表され、市長（本部長・水防管理者）が当該配備を必要と認めたとき。</p> <p>ア 暴風特別警報 イ 大雨特別警報 ウ 暴風雪特別警報 エ 大雪特別警報</p> <p>② 市内全域にわたって甚大な風水害、その他異常な自然現象又は人為的原因による災害が発生又は予想されるときで、市長（本部長・水防管理者）が必要と認めたとき。</p>	<p>① 市内で震度5強以上の地震が発生したとき。</p> <p>② 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき。</p>
配備内容	<p>○ 市内に甚大な被害が発生する恐れがあり、又は発生した場合で、市の総力をあげて応急対策活動にあたり得る体制</p>	<p>○ 市内に甚大な被害が発生する恐れがあり、又は発生した場合で、市の総力をあげて応急対策活動にあたり得る体制</p> <p>○ 配備要員の執務待機場所は、全員各職場とする。ただし、執務待機場所に登庁できない場合は、自宅近隣の市関係庁舎へ登庁する。</p>

別表第4（第17条関係）

配備体制

	風水害等	震災
準備体制	<p>○ 防災総括部総括班</p> <p>○ 状況に応じて次の災害対策関係課職員を招集する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域連携部地域対策班 ・ 産業振興部農業施設班 ・ 建設部土木河川班 ・ 上下水道部 復旧班、下水道班 ・ 消防本部消防班 <p>※必要な人員は、各部・班で定める。なお、本部長は、必要に応じて活動要員の配置を変更することができる</p>	<p>○ 防災総括部総括班</p> <p>○ 状況に応じて次の災害対策関係課職員を招集する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域連携部地域対策班 ・ 産業振興部農業施設班 ・ 建設部土木河川班 ・ 上下水道部 復旧班、下水道班 ・ 消防本部消防班 <p>※必要な人員は、各部・班で定める。なお、本部長は、必要に応じて活動要員の配置を変更することができる。</p>
警戒体制	<p>【警戒体制配備1】</p> <p>○ 防災総括部総括班</p> <p>○ 地域連携部地域対策班 (本庁と上野支所を除く各支所)</p> <p>○ 産業振興部農業施設班</p> <p>○ 建設部土木河川班</p> <p>○ 上下水道部 復旧班、下水道班</p> <p>○ 消防本部消防班</p> <p>【警戒体制配備2-1、2-2】</p> <p>※ 必要な人員は、各部・班で定めた配備計画による。</p> <p>※ 各部長は、必要に応じて、配備計画を変更することができる。</p>	<p>【警戒体制配備】</p> <p>○ 各部・班が定めた、配置計画による。</p> <p>※ 各部長は、必要に応じて、配備計画を変更することができる。</p> <p>※ 風水害対策時、警戒体制配備2-1、2-2相当</p>
非常体制	全職員	



伊賀市



防災・情報アプリ

HAZARDON(ハザードン)

伊賀市防災・情報アプリで避難情報を確認しましょう。
～伊賀市のハザードも確認できます。～

伊賀市防災・情報アプリは、次の情報を配信します。

ユーザー情報登録

○配信情報 (複数選択可)

[必須]

- 災害緊急情報
- 気象情報
- 地震情報
- 土砂災害情報
- 行政情報
- 火災情報
- 自治協議会からのお知らせ
- 自治会からのお知らせ

次へ

災害緊急情報(必須)

市からの避難情報(避難指示等の情報)が配信されます。必須情報です。

気象情報

伊賀市の気象警報等、気象情報が配信されます。

地震情報

伊賀市の震度1以上の地震情報が配信されます。

土砂災害情報

伊賀市の土砂災害警戒情報が配信されます。

火災情報

伊賀市の火災の発生・鎮火情報が配信されます。

行政情報

伊賀市からのお知らせ等が配信されます。

自治協議会からのお知らせ・自治会からのお知らせ

自治協議会・自治会からの「お知らせ」を地域内に発信することができます。(※自治協議会・自治会からの申し込みが必要です。)地域防災力を高めるためには、普段から様々な情報を自治協議会や自治会内で情報を共有することが大切です。ぜひ「自治協議会・自治会からのお知らせ」をご登録ください。

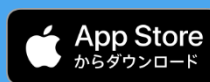
※メールをご希望の方は、伊賀市防災・情報メールも利用できます。
伊賀市ホームページをご参照ください。

アプリ登録・設定は裏面へ➡



無料ダウンロード

HAZARDON



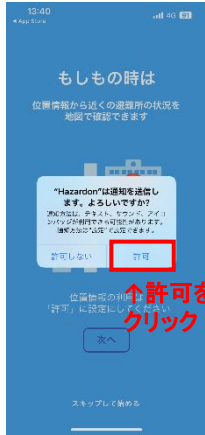
App Store
からダウンロード



Google Play
で手に入れよう



※伊賀市防災・情報アプリHAZARDONをダウンロード、次の手順に従ってご登録ください。



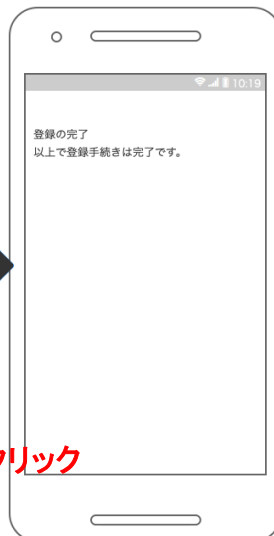
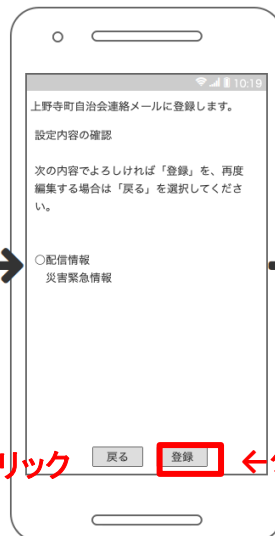
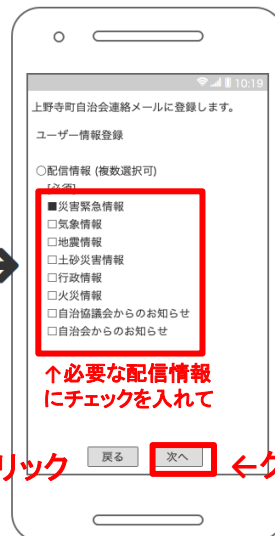
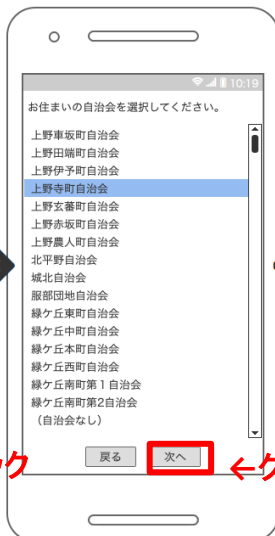
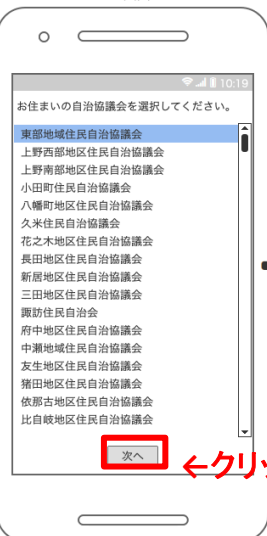
画面1

画面2

画面3

画面4

画面5



自身の地域の自治協議会を選択して「次へ」を押す。

画面1で選択した自治協議会配下の自治会がリストに表示される。自治会に加入していない方は、(自治会なし)を選択。

配信を希望する項目を選択して、次へを押す。

登録内容を確認して登録を押す。

登録の完了
以上で登録手続きは完了です。

※災害緊急情報は必須

※本サービスの利用は無料ですが、通信費は利用者負担になります。